

2016年3月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ゆ う ち ょ 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 兼 代 表 執 行 役 社 長 長 門 正 貢
(コード番号 7182 東証第一部)
問 合 せ 先 コーポレートスタッフ部門広報部 (報道担当)
(TEL. 03-3504-4440)

預入限度額の変更

株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 長門 正貢、以下「当行」）は、3月25日に公布された郵政民営化法施行令の一部を改正する政令に基づき、施行日である4月1日から預入限度額が下記のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

なお、本件の預入限度額の変更が業績に与える影響は軽微であると考えますが、今後、開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

記

1. 預入限度額の変更の概要

商品名	変更後の限度額	変更前の限度額
通常貯金・通常貯蓄貯金・定額貯金各種・ 定期貯金各種 (財形貯金各種を除く貯金)	合わせて1,300万円 (元本)※1,※2,※4	合わせて1,000万円 (元本)※1,※2,※4
財形貯金各種	変更ありません	合わせて550万円 (元本)※3,※4
振替口座 (振替貯金)	変更ありません	預入限度額はありま せん

※1 それぞれの預入限度額には、民営化前(2007年9月30日まで)にお預け入れいただいた郵便貯金(郵便貯金・簡易生命保険管理機構に引き継がれた貯金)も含まれます。

(例)民営化前にお預け入れいただいた定額郵便貯金が100万円ある場合、民営化後の貯金の預入限度額は1,200万円です。

※2 民営化前(2007年9月30日まで)にお預け入れいただいた郵便貯金については、引き続き、1,000万円の預入限度額が適用されます。

※3 民営化前(2007年9月30日まで)に初回のお預け入れをいただいた財産形成年金定額郵便貯金に関する預入限度額は385万円です。

※4 満期を迎えた貯金は、元本と利子(税引き後)の合計金額で貯金総額を計算します。

2. 預入限度額の変更日

2016年4月1日

3. その他注意事項

預金保険制度による貯金の保護の範囲については変更ありません。

(参考) 預金保険制度による貯金の保護

預金等の分類	当行の商品	保護の範囲
一般預金等	通常貯金・通常貯蓄貯金・定額貯金各種・ 定期貯金各種・財形貯金各種	1つの金融機関ごとに合算して、預金者1人あたり元本1,000万円までとその利子※
決済用預金	振替口座（振替貯金）	全額

※ 1,000万円を超える部分であっても、金融機関の財産状況に応じて支払われます。（一部保護されない場合があります）

* 民営化前（2007年9月30日まで）にお預け入れいただいた郵便貯金については、預金保険制度による保護の対象外となり、元本と利子の政府保証が継続されます。

以上